

長期収載品の選定療養費について

- 診療報酬改定に基づき、令和6年10月から長期収載品を患者さん自身で希望した際に**選定療養費**として自己負担が発生します。
※長期収載品とは後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品

選定療養費の対象

- ・院内処方（入院患者を除く）
- ・院外処方

選定療養費の対象となる医薬品について

- ・後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品
- ・後発医薬品への置換え率が50%以上の先発医薬品

対象から除外されるケース

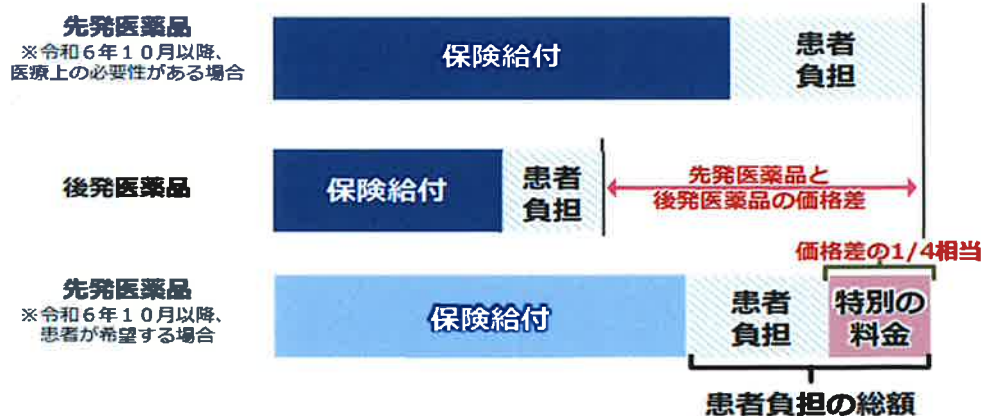
- ・医師が療養上の必要性があると判断した場合
- ・在庫状況等により、後発医薬品の提供が困難な場合
- ・バイオ医薬品

自己負担額

- ・長期収載品の金額と後発医薬品内での最高価格との価格差の4分の1
※選定療養費には消費税もかかります
※国や地方単独の公費負担医療制度（重度・子ども・ひとり親などの医療受給者証をお持ちの方）をご利用の場合も負担の対象になります。

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。
例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。
※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。